

史料紹介と研究

高山寺所蔵の二つの「神尾山一切経蔵領古図」と  
丹波国野口庄

榎原 雅治

はじめに

東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影二 近畿一(山城)』(一九九二年)に収録された京都市梅尾高山寺所蔵の二つの中世絵図は、「山城国神尾一切経蔵領長谷古図」、「山城国神尾一切経蔵領中野古図」と題されているが、この二つの絵図に記載された「神尾山」は現在の京都府亀岡市宮前町宮川の神尾山金輪寺のことであるため、同書『釈文編三 中世二』(二〇二一年三月)では「丹波国野口庄神尾一切経蔵領長谷古図」(以下「長谷古図」と「丹波国野口庄神尾一切経蔵領中野古図」(以下「中野古図」と改めた(図1-1/図1-2))。

二つの絵図が金輪寺領を描いていること、およびこの付近が長講堂領野口庄に含まれることは奥田勲氏「神尾についての二、三の問題」や『新修亀岡市史 本文編一』にも記述されている。特に、奥田論文は、二つの絵図が地上のどの範囲を描いているかについても案を提示している。ただこの案には修正の必要な部分もあるように思われる。

また中世の諸史料をめぐれば野口庄に関する所見は少なくないが、ほとんどは断片的な記述であるうえに、同庄の内部構造や領有関係はきわめて複雑で、諸史料を総合的に理解できる説明は、まだなされていないようである。本稿では、野口庄の内部構造・伝領の概要とともに、二つの絵図の描く範囲について検討してみたい。

最初に二つの成立時期について述べておく。いずれの絵図も紙背に次のような記載をもっている(「中野古図」の裏書は一部虫損)。それぞれの花押は



図1-2 中野古図  
出典は右に同じ

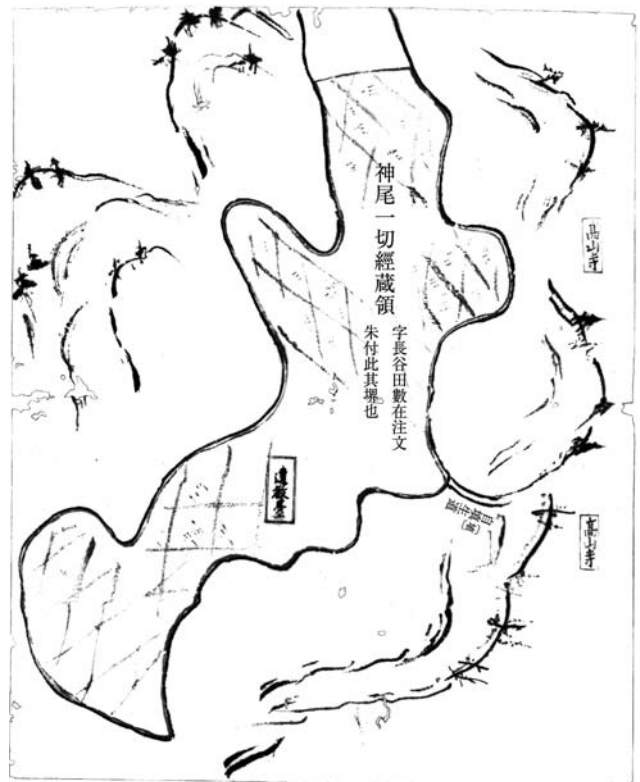


図1-1 長谷古図  
『日本荘園絵図聚影釈文編三 中世二』より

二つの絵図で同じである。

正嘉式年四<sup>日</sup>日 案主右衛門尉中原(花押)

下司沙 弥(花押)

預所 沙 弥(花押)

ここに署判した人々がだれかであるについては最後に検討するが、この記載によって二つの絵図が正嘉二年(一二五八)の成立であることが知られる。また二つの絵図の表には、「遺教臺」の重郭方形朱印と「高山寺」の単郭方形朱印が押されているが、「遺教臺」とは高山寺明恵の高弟高信(一一九三〜一二六四)によって開かれた天台教学の拠点で、神尾山金輪寺の起源となるものである。納富常天「高山寺教学の展開」によれば、嘉禎二年(一二三六)を初見として、多くの聖教の奥書に見えるところである。したがって二つの絵図は、当初は神尾山で描かれたと考えられる。

この絵図は描画、文字記載ともに簡素ながら、野口庄の空間構造を知るための貴重な情報を提供してくれる。以下では、まず諸史料に見える野口庄に関する記述を整理し、ついで絵図との関係を検討することとしたい。

### 一 野口庄の内部構成と伝領

野口庄(牧)の名前は『御堂関白記』長和五年(一一〇一六)一〇月一九日条に「常陸守維時貢馬廿疋、女馬廿疋同敷、女施野口」と見えるのが初見で、一一世紀初めには撰関家の牧になっていたと考えられている。ついで一二世紀前半、藤原忠実期の撰関家の行事を記したとされる『執政所抄』<sup>(1)</sup>に、正月の賀茂詣のための人夫と、四月の吉田祭に捧げる柏を負担する所領として「野口牧」が見える。また長寛二年(一一六四)一二月日野口牧下司住人等解<sup>(2)</sup>(以下「長寛二年解」と略す)には、野口牧と近隣の六条修理大夫(藤原顕季、一一二三年没)領との間で所屬地をめぐって相論があったことが記され、係争地として小川郷・佐伯郷・模作郷内の里に属する地が列記されている。いずれの郷名も『和名類聚抄』の丹後国桑田郡の項に見え(模作は『和名抄』では「横作」とする。古写本では脱落)、うち小川と佐伯は大堰川

西岸の平野部に現在も地名が残っている<sup>(6)</sup>。模作の遺称地は不明だが、小川・佐伯と同じく条里の坪付表示で記されているので、同様に大堰川沿いの平野部であろう。この解では、野口牧の東方の勝示内には以前から「殿下御領御栗柄」があったとされており、これを根拠に野口牧が大堰川西岸に向かって拡張していた様子をうかがうことができるだろう。

以上から、一一〜一二世紀には野口牧が撰関家領であったことが判明するが、一二世紀末になると新たな状況が見えてくる。貞応元年(一二二二)十月日北条時房書下(関戸守彦氏所藏文書)に「後白河院法華堂領丹波国野口庄内小山村」、嘉禎四年六月の関東下知状(尊経閣文庫所藏文書)に「宣陽門院御料野口庄」と見える。また、建長二年(一二五〇)一〇月の長講堂領目録<sup>(7)</sup>(島田文書)には、正月の元三料として御簾六間・砂十両ほかを負担する荘園として野口庄が挙げられている。後白河院政期に野口牧は長講堂(後白河院法華堂)に寄進されて長講堂領野口庄となったものと思われる。

こののちの野口庄の権利関係はきわめて複雑である。後述のように、野口庄は小河方・佐伯方・上村方・本免方など五つの方からなっており、長講堂領という大枠は維持されるものの、本家の下での知行者の権利関係や伝領過程はそれぞれに異なる。以下では、各方別にその様子を検討したい。

#### 1 小河方

周知のように、長講堂領は後白河上皇から皇女の宣陽門院(觀子内親王)に譲られたのち、持明院統の代々の当主を経て崇光天皇に伝わる。応安四年(一一三七一)七月、祇園社が「丹波野口小川祇園御灯田」について「伏見殿」(崇光上皇)に申し入れを行っている<sup>(8)</sup>(祇園社記録)のは、当時、崇光上皇が野口庄を含む長講堂領の管領者だったためであろう。崇光の没後は後小松天皇に没収されるが、この時期にあたる『看聞日記』応永二九年(一四二二)九月四日条には次のような記事がある。

抑重有朝臣知行丹波国小河之内三名方、自去比隆夏朝臣相論、経沙汰之<sup>(9)</sup> 処、遂隆夏朝臣二被付了、雖為最小所当知行之地飛行、不便事也、小河

野口五重有朝臣相伝地也、而近来隆夏朝臣知行之間、連々公方歎申訴訟之処、結局別納三名一具二敵方へ被付了、無理之御沙汰、無是非者也、不便々々、

これによれば、「丹波国小河之内三名方」をめぐって庭田重有と四条（油小路）隆夏が争い、幕府の裁定によって隆夏に安堵されている。伏見宮貞成は、「小河<sup>野口五</sup>」は重有の相伝の地であるが、近年は隆夏が知行しているとしている。庭田家は崇光系の外戚であるから、その縁故で野口庄小河方の知行権を得ていたのであろうが、このころは長講堂領が後小松上皇に没収されていた関係で知行者が替えられたのであろう。その後も小河方のうち三名分については、重有の別納地として残されていたが、小河方の知行権の返還を求めて重有が幕府に訴えた結果、当知行の三名までもが四条家に引き渡されてしまったというのが事の顛末であろう。貞成は「無理之御沙汰」と嘆いているが、長講堂領の管領権を失っていたため、相論には関与できなかったのである。

その後、後小松は二人の男子に先立たれ、子孫が絶えたため、遺勅によって崇光系の後花園天皇に長講堂領を譲る<sup>9</sup>。その後も、四条家の知行は続いたようであるが、応仁二年（一四六八）、幕府の裁定によって四条隆継（隆夏の子）の跡が庭田重賢（重有の子）に返付されることになり、後花園法皇の院宣で命じられている<sup>10</sup>。重賢の女朝子は後土御門天皇の典侍となり、すでに皇嗣（のちの後柏原天皇）を生んでいたため、天皇の外戚として旧領の回復が果たされたのであろう。

小河方では知行者とは別に下司職が設定されていたことは、正和元年（一三二二）九月一五日伏見上皇院宣（曇花院殿古文書）で、同職が旧院（後深草）の追善念仏供料に充てられていること、応永二三年六月一五日の足利義持御判御教書（小林文書）で、「大慈光院領丹波国野口庄内小河方下司職并佐伯方」に対する国役・段銭以下の臨時課役が免除されていること、および明応七年（一四九八）一〇月一日の大慈光院領目録（竜安寺文書）に「丹波国野口庄内小河方下司職并佐伯方<sup>安友名 行貞名 敬喜寺田</sup>」とあることによって知ら

れる。大慈光院とは、北山にあった岡殿と通称される浄土系の尼寺で、貞成の兄治仁の女真栄、貞成の女ちよちよ、後土御門天皇の女一宮らが入室していた。貞成の親族の女性たちが下司職を得て、生活の資としていたことが知られるだろう。応仁の乱後、大慈光院主の後土御門女一宮は、一時丹波に在住しているが、これは野口庄内の所領に期待してのことであろう。また、大慈光院が現地支配のために代官職を置いていたことは『看聞日記』嘉吉三年（一四四三）一二月九日条に「岡殿寺領丹州佐伯・小河両所代官職事、常光院二仰付、<sup>重賢朝臣 奉書遺之</sup>」とあることや、明応五年六月一四日の松雲軒正栄丹波国佐伯南庄并小河方下司職代官職請文（曇花院殿古文書）などから知られる。

なお、小河方には崇光系とは直接的な関係のない寺院が権利をもつ土地もあった。先の祇園田もそうであるが、至徳元年（一三八四）一月三日の太政官牒（鹿王院文書）によれば、鹿王院領の一つとして、野口庄内小川方行元・武里兩名の役夫工米が免除され、また年不詳の「鹿王院文書」中の下地注文には、野口御庄小河方内則真名の下地が書き上げられている。これらは、何らかの経緯によって鹿王院が小河方内の名主職を得たものであろう。鹿王院が朝廷から直接役夫工米を免除されているところをみれば、別納地となっていたと思われる。また応永一八年五月二日大報恩寺領目録案によれば、小河方の中には大報恩寺（千本釈迦堂）に年貢の納められる「吉祥免田一町」もあったことが知られる。

## 2 佐伯方（佐伯庄）

野口庄内に「佐伯方」があったことは、先述の応永二三年六月一五日の足利義持御判御教書（小林文書）で判明するが、「佐伯庄」と呼ばれている場合も多い。

応永一〇年七月五日の丹波守護細川満元遵行状（保阪潤治氏所蔵文書）によれば、同月四日、幕府は「野口庄内佐伯庄下司職」を長照院殿代官に渡付する決定を出している。長照院殿とは浄土系の尼寺で、当時の院主は光明天皇皇女だった。この院主は応永二九年二月に没し、榮寿院主だった崇光皇女

が相続している<sup>15)</sup>。しかし翌年二月には、この崇光皇女は入江殿（三時知恩寺）を継承する<sup>16)</sup>。永享初年、足利義教は入江殿執事西雲庵妙喜宛の書状で、光明天皇の菩提料所として「佐伯庄下司しき」を安堵している（青山文書）が、このときの入江殿院主は元榮寿院・長照院主だった崇光皇女、その継承予定者は貞成の長女性恵である。したがって佐伯方下司職は特定の尼寺ではなく、北朝・崇光系の女性たちに属人的に給されていたと考えられる。

また、先述したように応永二三年の足利義持御判御教書では、小河方下司職とともに佐伯方が大慈光院領とされ、明応七年の大慈光院領目録でも佐伯方内の安友名・行貞名などが大慈光院領であったことが記されている<sup>17)</sup>。また『看聞日記』嘉吉三年二月一日条に「岡殿御領佐伯事」、『守光公記』永正一四年（一一五七）一〇月一日条に「おか殿の御寺りやうたんはのさいきみなみの庄」とあり、佐伯が大慈光院領として長く維持されたことが知られる。これらに見える大慈光院の権利は下司職ではなく、明応七年の大慈光院領目録に記された佐伯方内の安友名などのことを指していると思われる。別納地として長照院・入江殿の権利の外に置かれていたのである。この部分は佐伯南庄と呼ばれることもあったのであろう。

一方、正中二年（一三二五）三月日の最勝光院莊園目録（東寺百合文書ゆ函一）には「佐伯庄 領家松橋僧正」という記載がある。この佐伯庄と野口庄佐伯方との関係は難解である。高橋一樹氏は、寿永二年（一一八三）二月日の建礼門院序下文（田中忠三郎氏所藏文書）で佐伯郷内時武名が高倉院法華堂に寄進されていることに注目し、これが高倉院を本願とする最勝光院の所領としての佐伯庄につながったのではないかとしている<sup>18)</sup>。これによれば最勝光院領佐伯庄と野口庄佐伯方は別の莊園という理解になるだろう。

おそらく、立荘の時点では佐伯庄は野口庄とは別の莊園だったのであろう。しかし最勝光院は鎌倉中期には全く衰退し、後醍醐天皇によって寺院ごと東寺に寄せられたときには、形骸化していた最勝光院領莊園も少なくなかった。佐伯庄も正中二年の目録ではわずかな年貢金を上納するだけの莊園とされている。その後も東寺の関係史料に一切姿を見せないことを考えると、

佐伯庄は南北朝期ごろには最勝光院領としての実態を失い、隣接し、同じく御願寺領である野口庄の一部とみなされるようになっていたのではあるまいか。「野口庄内佐伯庄」「野口庄内佐伯方」という呼称は、そうした状況を示しているように思われる。

最勝光院領目録には領家として松橋僧正が見える。松橋とは醍醐寺の院家無量寿院のことであるが、文明一七年（一四八五）一〇月一三日の足利義政御判御教書（関戸守彦氏所藏文書）でも、佐伯庄領家職が当知行として松橋僧正（賢譽）に安堵されているから、無量寿院が一貫して佐伯方の領家職を保っていた可能性がある。また庄内には隼人司領が含まれており、隼人正を勤めた中原家が知行していたことが『康富記』応永二十七年八月三〇日条などから知られている。

以上とはさらに別に、「醍醐寺文書」には「佐伯庄地頭職」の所見が多い。佐伯庄地頭方と醍醐寺の関係は、建武三年（一三三六）二月一日に足利尊氏が篠村八幡宮に佐伯庄地頭職を寄進したことに始まる<sup>19)</sup>。尊氏はこれ以前に佐伯庄地頭職をもっていたのであろう。貞和四年（一三四八）三月十五日、尊氏の信頼篤い醍醐寺三寶院賢俊が篠村八幡宮別当職に補任されると、同年六月二日、足利直義は佐伯庄を篠村八幡宮造宮料所として賢俊に安堵している。以後、佐伯庄地頭方は同宮の料所として醍醐寺に伝えられることになる。史料の上では一貫して「佐伯庄地頭方」として見え、野口庄を冠することとはない。「地頭方」という呼称からして、下地中分されたものと思われるが、領家方が野口庄に吸収される以前に、そこから切り離されていたのであるまいか。

### 3 上村方（上村庄）

宣陽門院は衰退していた東寺の復興を企図して西院を再建し、空海の御影に生前と同じように日々の食事を備える大師生身供を始めた。そしてその用途として野口庄の年貢のうちの一部を充てた。宣陽門院の没後、野口庄からの用途備進は途絶え、大師生身供は財源に窮することとなったが、文永一〇

年(一二七三)に至り、東寺の訴えを受けた亀山上皇の院宣によって野口庄の役として生身供料を東寺に備進することが命じられた。このときは野口庄のうちのどの方がこの役を務めるかは定められていないが、南北朝初期には「当(野口)庄内上村役」であるとされている。なお、これは上村が東寺に寄進されたことを意味しない。上村は年貢の一部を東寺に送進するだけの関係であり、これは荘園の領有体系とは別の話である。上村はあくまでも長講堂領野口庄の一部である。

応永五年、崇光が没し、長講堂領が後小松によって没収されると、宣陽門院の本願が忘れられて野口庄からの供料送進が停止され、生身供料が滞ったことがあった。しかし東寺の訴えによって、同七年には幕府は野口庄に大師生身供料を送ることを命じている。

上村方でも知行者が設定されていた。康永四年(一三四五)四月東寺申状案(東寺百合文書函一〇三)によれば、康永二年の東寺生身供料を送進したのは「給主」大理卿(四条隆蔭)の雑掌だった。この役は康永四年の時点では木工頭橘知任に交替していたようであるが、知任は供料を滞納したため、東寺より訴えられている。

ついで至徳二年正月二九日の崇光上皇女房奉書と明顕書状の写(東寺百合文書フ函五八)の末尾には、野口上村は至徳元年までは「四条宰相」が沙汰していたが、前年冬からは崇光上皇の指示で春屋妙葩に預けられることになったと注記されている(鹿王院文書に至徳二年正月一七日の春屋請文がある)。至徳元年の参議に藤原氏四条流の人物は見当たらないが、前参議としては隆郷、顕保、隆仲がいる。このうち隆郷は大宮、隆仲は北畠の称号で呼ばれているので、「四条宰相」の呼称が当てはまるのは隆蔭の子の顕保(小河方の知行者隆夏の実父)のみとなる。したがって橘知任の短期間の在職のうち、上村方の知行権(給主)は再び四条家に戻されていたが、至徳二年に春屋に改替されたのであろう。春屋のあとの知行者は不明である。

知行者の下には預所が置かれていた。文和二年(一二五三)四月七日、「醍醐寺文書」中の袖判下文によって、野口庄内上村方の預所職に幸福丸が補任

されている。文書の伝来から幸福丸は醍醐寺座主に仕える稚児と思われる。

野口庄のうちでも上村方は最も遅くまで年貢進上記事が確認できる。『親長卿記』『山科家礼記』『実隆公記』『お湯殿の上の日記』などに、「禁裏御料所」として「かみむら」「上村」などの名が見えている。『実隆公記』永正五年一〇月・十一月記紙背の庭田源子(後柏原天皇典侍)消息によれば、上村から納められるべき本来の年貢は三万五千疋(三五〇貫)であるという。このころには丹波守護細川氏の被官香西元盛の代官請となり、滞納が続いていたが、それでも二五〇貫が三年に分けて納められたという。その後、進納額はさらに減少するが、銭、炭などの進納は元龜四年(一五七三)まで確認できる。

上村方の内部には別納地も含まれていた。『看聞日記』永享八年(一四三六)二月二五日条には、野口上村別納の草野・土野谷両村は崇光院の時代以来、伏見宮近臣の田向家が御恩として拝領していたが、のちに借物の質として相国寺梅監主の手に渡ったことが記されている。また観応二年(一三五二)正月一四日に勧修寺経頭から経方に譲られた野口庄内神前村も、おそらく上村内の別納地と思われる。これらは、四条家や春屋の知行権の及ばない村だったのであろう。

なお、上村の地名は現在残らないが、『京都府の地名』(平凡社、一九八一年)によれば、近世には現在の亀岡市中野、平松、井出の三地区が「上村」と呼ばれていたとされる。但し、千ヶ畑が上村の内とされているので、中世の上村方はこの三地区よりかなり広い範囲にわたっていたものであろう。

#### 4 本免方

現在、本免という場所はないが、どのあたりであったかは京都府南丹市園部町若森の普濟寺に所蔵される宝徳元年(一四四九)十一月二日の鰐口銘に、「丹波国船井郡野口庄本免方藪田宮鰐口也」とあることから推測される。藪田神社は同町南大谷に現存する。本免方の遺称地は亀岡市東本梅町、西本梅町と考えられる(亀岡市本梅町は一八八九年の市町村制施行時にできた新

地名で、近代以前に遡る地名ではない。本梅川に沿った本梅盆地あたりに野口庄本免方があったと推定されよう。

この本免方の案主職をめぐっては、鎌倉末期に相論があった。関係史料は以下の三通であり、本免方の支配関係を知る上で大きな手がかりとなる。

a (花押)

源氏女与円慶子息等相論丹波国野口庄内本免方案主職事、訴陳之趣雖似多子細、所詮円慶息女等所備進之具書、正文加一見可申儀理之旨、源氏女就捧書状、可出対彼正文由、自去後九月比度々雖被仰之、送数月之条、難洪之至極也、然者当職内、於虎石・弥陀石女等分名田畠山野等者、依備進文書等之由緒、源氏女令進退領掌、至有限之御年貢以下恒例臨時課役者、任先例無懈怠可令勤仕者也、於良慶分者、追可有尋沙汰之旨、播磨前司殿仰所候也、仍執達如件、

嘉暦二年十二月廿八日 法眼祐栄

謹上 肥前入道殿

(傍線筆者)

b (花押)

下 丹波国野口庄内本免方

定補 案主職事

平政宗

右人、捧仁平以来数通証文所申之趣、旁協理致歎、虎石・弥陀女等分者、去嘉暦二年雖令下知、則被召返云々、可謂未及之儀、於良慶分、依盜犯科逐電云々、無人于対論、然早任証文道理、以平政宗為彼職、田畠山林等一円令相伝領掌、有限御公事以下、守先例可被忠勤之状、所仰如件、庄家宜承知敢勿違失、故以下、

元弘三年八月 日

別当前日向守藤原朝臣(花押)

c (花押)

当方案主職事、平政宗捧仁平以来証文訴申之趣、叶理致上之間、所被補任也、存其旨名田畠以下、可被沙汰居之由、被仰下候也、仍執達如件、

元弘三年八月十三日

前日向守頼治

謹上 本免方預所殿

嘉暦二年(一三二七)ごろ、源氏女と円慶子息らの間で野口庄本免方案主職をめぐる相論があった。aは、袖判の主である「播磨前司殿」(傍線部)から「肥前入道」に発せられた裁許で、源氏女の主張が認められている。ところが元弘三年(一三三三)のb・cでは裁許は逆転し、円慶の縁者と思われる平政宗が案主職に補任されている。bはそれを通達する袖判の主の政所の裁許、cはその政所の別当から本免方預所への施行状である。袖判はbとcは同じであるが、aは異なる。しかし経過は一連のものであり、下達系統は同一であると考えられよう。この三通から、袖判の主(領家)―預所という下達系統が知られる。aの宛所「肥前入道」は本免方預所であろう。

問題は袖判の主が誰かである。aの袖判の主について『花押かがみ』四(二九八六)は某としているが、「播磨前司」を手掛かりにすると、四条隆政という人物が浮かび上がる。『諸家伝』(西大路)によれば、隆政は弘安二年(一二八八)二月から正応三年(一二九〇)正月まで播磨守を勤めている。任官以後は内蔵頭、春宮亮、左京大夫との兼任、中宮亮の任官を経て、延慶元年(一三〇八)一〇月に従三位に叙される。その後は正和二年(一一三三)九月従二位、同年一〇月出家、元弘二年五月一二日薨去(六四歳)という履歴である。したがって嘉暦二年の時点では「播磨前司」だったことになる。隆政は『勘仲記』『実躬卿記』などによれば、後深草上皇・伏見上皇の院司を勤めたのち、春宮亮として胤仁親王(のちの後伏見天皇)に近侍した人物である。伏見・後伏見の近臣といえ、長講堂領荘園の知行権を与えられていたとしても不思議ではない。また元弘二年に薨じているので、その翌年の文書であるb・cの袖判と違っているのも納得がいく。aの袖判が隆政である可能性はきわめて高い。

b・cはどうかだろうか。bによって、元弘三年時点で、袖判の主は三位以上で政所を開設していたことがわかるが、隆政の子四条隆蔭は元弘元年二月二〇日に従三位に叙されている。隆蔭は後伏見・光厳の繪旨・院宣の奉者をたびたび勤めているだけでなく、その出家の際には、光厳が戒師を勤めるほど、光厳の信頼の篤かった人物である。長講堂領莊園の知行者としてふさわしいだろう。事実、既述のように南北朝初期には野口庄上村方を知行している。このような隆政、隆蔭の履歴を見れば、世代交代に伴って持明院統の当主から知行地を召し上げられるような状況は考えにくく、隆蔭はb・cの袖判の主の有力な候補となろう。

そこで隆蔭のものと推定される花押を捜すと、注目されるのは「醍醐寺文書」の次の文書である。

d (花押)

秀吉名事、停止別納儀、付惣庄可令致所務給之由、被仰下候也、仍執達如件、

文和二年五月廿日

大蔵少輔重藤

謹上 上村方預所殿

袖判の形は図2-4のとおりである。この文書を『大日本古文書 醍醐寺文書之十四』三二二では某袖判御教書としているが、同じ「大蔵少輔重



文和二年四月  
醍醐寺文書  
三五六一  
(大日本古文書)

図2-3



元弘三年八月  
猪熊信男氏  
所藏文書一  
(史料編纂所影写本)

図2-1



文和二年五月  
醍醐寺文書  
三二二二  
(大日本古文書)

図2-4



観応三年六月  
醍醐寺文書  
三五六一  
(大日本古文書)

図2-2

藤」を奉者とする文書としては康永四年五月一三日檢非違使別当宣(『大日本古文書 小早川家文書之二』六二)があり、こちらは「別当殿」の仰を奉じていることが明記されている。康永四年の檢非違使別当は四条隆蔭である。また『師守記』貞治三年(一三六四)二月二一日条の四条隆蔭出家記事には、「家僕前大蔵少輔藤重藤朝臣」も同時に出家したことが記されている。

したがってdの袖判の主は四条隆蔭と特定できるだろう。さらにこれと同型の花押が、観応三年六月の船井方預所職の補任状<sup>20)</sup>と文和二年四月七日の上村方預所職の補任状<sup>21)</sup>の袖にも据えられている(図2-2、図2-3)。

これをbの袖判(図2-1)と比べてみよう(cの袖判も同型)。一見異なるように見えるが、図2-3と図2-4では短く止められている右横に突き出した線を左方に、右下角の線を上方に筆勢に任せて長く跳ね返せば図2-1ときわめて類似した形になる。図2-2は右横から左への跳ね返しが残っており、中間的である。形の違いは年代による花押の変化の範囲に収まるだろう。したがってb・cの袖判も四条隆蔭のものと判断していいだろう。四条家は上村方だけでなく、本免方の知行者でもあったと考えられよう。

## 5 船井方

船井方の所見は少ない。観応三年六月日、「長講堂領丹波国野口庄内船井方」の預所職に宮王丸が補任されているのが初見である。宮王丸は醍醐寺座主に仕える稚児であろう。ついで応永一七年一月二六日の後小松天皇繪旨で三宝院満済に「長講堂領丹波国船井方」が安堵されている。また文安六年(一四四九)四月二一日の三宝院門跡管領諸職目録<sup>22)</sup>にも門跡領として「野口庄之内船井方」が見えるが、これらは預所職のことであろう。船井方の所見は以上であるが、観応年間以後は、一貫して三宝院が預所職を保持していたと考えられる。

### 二 二つの絵図の描く場

野口庄の内部単位(方)として史料に見えるのは以上の五つである(図3

参照)。これが『看聞日記』に見える「野口庄五方」にそのまま当てはまるかどうかは後に検討するが、高山寺に所蔵される二つの神尾山絵図は、以上のような野口庄の空間構成や歴史の中でどのように位置づけることができるだろう。二つの絵図がどの範囲を描いているのかを検討してみよう。

### 1 「中野古図」

「中野古図」から見ていこう。まず図の天地の方位を確定したいが、手がかりとなるのは、「神尾一切経蔵領山」の記載をもつ山の表現と「大道」である。神尾山金輪寺は、本梅川に沿って南東から北西に伸びる本梅盆地の西縁の山中にあるが、「神尾一切経蔵領山」とは、「金輪寺の一切経蔵領の山」という意味であって、金輪寺そのものではないだろう。本梅盆地の西縁には神尾山から突き出した山塊があるが(図4)、「中野古図」での描かれ方を見ると、「神尾一切経蔵領山」と記された山はこの山塊にあたるようである。

「大道」は近世の篠山街道の前身にあたる道のことであろう。但しルートは篠山街道より東寄りで、現在の国道三七二号線に近いように思われる。この道は盆地の中を通っているため、当然「神尾一切経蔵領山」より東側になるはずである。したがって、この図は天を南東、地を北西としていると判断できる。但し、図の右上部分に描かれた神尾山の図は文字記載から北を天にしていることはまちがいがなく、図中央部分の方位とは異なる。右上部分の図は明らかに描線が中心部とは異なっており、後世に加えられたものである<sup>34)</sup>。

以上は奥田論文の推定とほぼ同じである。次に図の描く範囲を絞り込んでいきたい。奥田論文では描かれた範囲の北端(図の下辺)を現在の赤熊集落あたりに推定しているが、図の下辺部には本梅盆地に突き出した山塊がかかっているため、この推定は広すぎるだろう。手がかりとなるのは、下辺近くに描かれた「上村本免塚」である。この塚は現在のどこにあたるだろうか。上述のように、上村は千ヶ畑を、本免方は南大谷の藪田神社を含んでいるので、本免方の方が北になるはずである。右述のようにこの図は南東を天としているので、図に描かれた「塚」より北側、すなわち地の側が本免方、南



図3 野口庄推定図 A「長谷古図」 B「中野古図」



側、天の側が上村方ということになる。さらに絵図によれば、この境界線の西端は本梅盆地に突き出した山塊に突き当たっている。これに着目して境界線の痕跡を現在の地図上に求めれば、注目されるのは亀岡市宮前町宮川と東本梅町中野の間の境界線である。ここは桑田郡と船井郡の境界でもある(図4)。この境界線は本梅川を直交するように本梅盆地を横断しており、「中野古図」に描かれた「上村本免堺」とよく似ている。この境界のやや北寄りが「中野古図」の描く範囲の北辺にあたるのであろう。

では南はどこまで描いているだろうか。絵図には「中野四至榜示在注文」と記されている。この注文は現存しないが、この記載によれば「中野」の四至には榜示があったことになる。この榜示の痕跡を現在の地図上に求めれば、本梅盆地が宮前町宮川と本梅町中野に分かたれる境界の両側に「榜示ヶ谷」という小字が現存している(図3)の注目される。このあたりに高山寺領中野の榜示が打たれていたのではあるまいか。「中野古図」の上辺に記された「光安」という地名の遺称地は見つからないが、榜示ヶ谷のやや東あたりに「中野」と「光安」の堺があったのであろう。したがって「中野古図」で高山寺領とされているのは、現在の宮川地区のうちの盆地の南西側半分にあたる考えられる。

先述のように、上村方内には別納地がいくつか存在していた。高山寺領が上村方の中にあつたことを記した文献史料は見つからないが、「中野古図」に描かれた場所も、上村方内にあつた別納地の一つだったのであろう。

## 2 「長谷古図」

次に「長谷古図」を検討しよう。建造物が描かれず場所を特定する手がかりは少ないが、「長谷」の地名は南丹市園部町宍人の南部の狭い谷の中に、小字「口長谷」「奥長谷」として残っている。また「自殖生道」の記載の中の「殖生」は現在も園部町内の大字として残り、篠山街道沿いに集落がある。「長谷古図」はこの谷付近を描いたものであろう。このあたりが高山寺領となったことに関連すると思われる史料は存在している。『高山寺縁起』

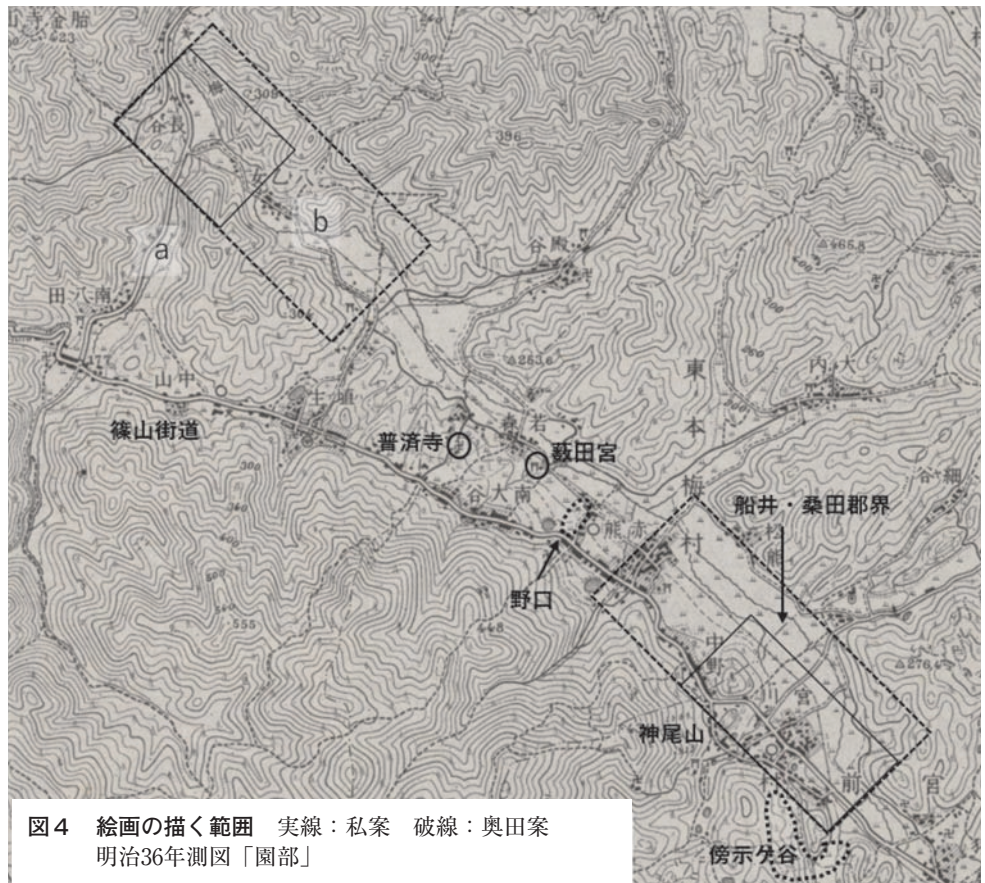


図4 絵画の描く範囲 実線：私案 破線：奥田案  
明治36年測図「園部」

によれば、寛喜四年(一二三二)正月上旬、明恵の病氣危急にあたり、宣陽門院は「野口庄殖生村水田六町」を高山寺に寄進して、その仏聖燈油人供料に充てたという。これが野口庄本免方の別納地となり、「長谷古図」に描かれた地である可能性は高い。

絵図の範囲と方位であるが、「自殖生道」を地図上に比定すれば、図4のaとbが候補になる。解説編ではbで考え、図の天を北西、地を南東とした

が、奥田論文ではaを「自殖生道」と考え、天を南東、地を北西としている。どちらであるかの判断は難しいが、田の描かれた谷が天の方向に続いていくように描かれている点を重視すれば、方位については奥田案の方が妥当であるかもしれない。但し奥田論文では、図の天を八乙女集落のさらに南に推定しているが、これでは描かれた範囲は「水田六町」よりはるかに広くなってしまう。絵図の描く範囲全体と「自殖生道」の位置関係もバランスが悪い。天は八乙女集落よりも北で、描かれた範囲は、現在の園部町六人・殖生・奥八田の境界部分と考えるのが妥当だろう。この場所は南北七百メートル、東西百メートル程度の屈曲した狭い谷で、六町程度の水田がちょうど収まりそうである。ここが「長谷古図」に描かれた範囲なのであろう。

#### おわりに―二つの絵図と野口庄―

以上の検討を踏まえ、二つの絵図から野口庄の空間構成や歴史について、どのような情報を引き出すことができるかを考えてみよう。

注目されるのは、上村方と本免方の境界が桑田郡と船井郡の境界でもあるという点である。上述のように野口庄内の方としては小河・佐伯・上村・本免・船井の五つが史料上に見えるが、このうち本免方は、絵図に描かれた境界から、北は少なくとも藪田神社や普濟寺あたりまでは包含していると考えられる。そうすると本梅盆地のうち船井郡に属する部分はほとんど本免方となる。船井方はその名称からして当然船井郡に含まれるはずだが、本梅盆地中に本免方と別に船井方の空間を想定するときわめて狭小な空間になる。野口庄のうち唯一船井郡に属する本免方のことを船井方とも呼んだ、と考えた方がわかりやすいのではないだろうか。「船井方」という表現は「醍醐寺文書」にのみ見えるので、本免方のことを醍醐寺では「船井方」と呼んでいたのであろう。

ただ、そうすると「野口五方」のもう一つの方はどこかという問題が発生する。現状では、これを解くための手がかりは不十分であるが、「長寛二年解」には近隣の所領との係争地として小川郷・佐伯郷とならんで「模作郷」

が見えることに注目しておきたい。「模作」の遺称地は不明だが、大堰川沿いの平野部であると推測できる。この郷が野口五方の残る一つである可能性があるだろう。

次に野口庄の成立過程を推測してみたい。野口庄の大半は桑田郡に属するが、「野口」という地名が現存するのは船井郡内である。現在の南丹市園部町南大谷に野口の小字があり、古代の山陰道に設けられた野口駅の故地と推定されている。撰闕家領野口牧の開発はこの辺りから始まったと考えるのが妥当であろう。「本免」という呼称も、野口牧(庄)の発祥の地であったことを示しているように思われる。やがて牧の住人たちの活動は桑田郡に属する本梅川上流部に拡大し、さらに一二世紀初めには、山稜を越えて大堰川沿いの盆地にも広がって、すでに耕地開発の進んでいた小河郷や佐伯郷にも及んでいったのではないだろうか。その過程で周辺の国衙領との間で紛争が生じたであろうことは「長寛二年解」からもうかがえる。それにもかかわらず野口牧の領域が拡大していった背景には撰闕家の権威があったのであろう。

一二世紀末になると、拡大した領域も含めて後白河上皇に寄進されて長講堂領荘園としての野口庄が成立し、大堰川沿いの領域は国衙領であったころの呼称を継承して「小河方」などと呼ばれるようになったのであろう。また本梅川上流の領域は、絵図の作成された正嘉二年までには「本免方」から独立して「上村方」と呼ばれるようになり、元は別の荘園だった佐伯庄も、南北朝ごろまでには一部が野口庄に併呑されて「佐伯方」と呼ばれるようになったものと考えられる。持明院統の当主が管領する野口庄内には、近臣や寺社に与えられた別納地がいくつも存在していたが、二つの絵図に描かれた金輪寺一切経蔵領もその一つだったのである。

野口五方のうち上村方だけが禁裏料所として戦国末期まで年貢を禁裏に納入し続けていた理由はよくわからないが、小河方は四条家もしくは庭田家、佐伯方は醍醐寺無量寿院を領家としていたことが応仁の乱後まで確認できる。本免方(船井方)も南北朝期以後は預所の醍醐寺三宝院の所領としての性格が強い。それに対し、上村方では春屋以後の領家は確認できない。戦国

期の史料にも領家に相当する者が登場せず、禁裏が直接代官を任じて年貢を得ていたようである。これが上村方が禁裏料所として継続したことと関係あるのだろう。

最後に正嘉二年の二つの絵図に裏書している人物について検討しておく。裏書には家主・下司・預所が署判している。これがどういう立場の人物であるか考えるうえで参考になるのは、本免方に関する検討で取り上げた元弘三年の二通の文書 b・c である。b は本免方家主職の補任を家主本人に、c は預所に伝えたものであるが、ここに家主と預所が見えるのは、絵図の裏書と共通している。一方、正嘉二年の二つの絵図のうち、「長谷古図」は本免方の地、「中野古図」は上村方に属する地を描いている。描いている方が異なるにもかかわらず、署判者は同じということになるが、上村方は本免方から独立した方と考えられるので、当初は、両方の知行者は同一だったであろう。二つの絵図に裏書しているのは、本免方と上村方を管轄する荘官たちと考えられよう。

残る問題は、この荘官たちの上位にいるはずの知行者は誰かという点であるが、b・c の袖判が四条隆蔭のものであること、隆蔭は本免方と上村方を知行していたこと、前掲文書 a の袖判は四条隆政であることから推せば、四条隆政の父四条隆行（後嵯峨院司）が有力な候補となろう。但し現段階では確証を得られず、後考をまちたい。また、ここまで知行者と呼んできた者については、史料上、佐伯方では「領家」、上村方では「給主」という表現がなされている。研究概念として広く使用されている「領家」と呼ぶこととして、本稿で述べた各方の権利関係を整理した別表を末尾に提示しておきたい。

## 注

- (1) 奥田勲「神尾についての二、三の問題」〔築島裕博士還暦記念『国語学論集』、明治書院、一九八六年〕。『高山寺善本図録』（東京大学出版会、一九八八年）に奥田氏による短い図版解説がある。
- (2) 亀岡市、一九九五年。
- (3) 納富常天『印度学仏教学研究』三三一―三三二（一九八三年）。納富『金沢文庫資料の

研究』稀観資料篇（法蔵館、一九九五年）に年表を増補して再録。

- (4) 『大日本史料第三編之二十六』所収。
- (5) 陽明文庫所蔵『兵範記』仁安二年夏巻紙背（『平安遺文』三三二―三四）。
- (6) 「長寛二年解」には小川郷に属する地として「墓廻里」（つかまわり tukamawari）が見える。大堰川東岸の亀岡市馬路町高廻（たかまわり）がこの遺称地ではあるまいか。大堰川東岸の平野中央には古川と呼ばれる小流があり、これが小河郷の東限だった可能性がある。
- (7) 京都大学総合博物館所蔵「島田文書」。この目録は、従来建久二年（二一九）年のものとされてきたが、建長二年に作成されたものであることについては、河合佐知子・遠藤基郎「建長二年十月宣陽門院楞六条殿分公事注進状の成立」〔『鎌倉遺文研究』四五（二〇二〇年）参照〕。
- (8) 『八坂神社記録』社家記録応安四年七月三日条、八月二九日条。なお永仁四年一月一日上総法印田地讓状案（八坂神社文書、鎌倉遺文一九一八〇）、文保三年三月一日上総法印女房讓状（八坂神社文書）によれば、小河方の中には祇園田六反が存在していた。
- (9) 『看聞日記』永享五年二月二日条。
- (10) 応仁二年二月二日午後花園法皇院宣案（国立歴史民俗博物館所蔵田中穰氏旧蔵典籍古文書二四八 案文書類巻）。
- (11) 『実隆公記』文明七年三月八日条ほか。
- (12) 『図書寮叢刊 壬生家文書一』八〇 応永一八年五月二日大報恩寺領目録案。
- (13) 『看聞日記』応永二年二月六日条。
- (14) 『看聞日記』応永三〇年二月二九日条。
- (15) 『蔭涼軒日録』文明一七年四月七日条によれば、伏見の行蔵庵は佐伯方の安友名に対する権利を主張している。
- (16) 高橋一樹「院御願寺領の形成と展開―中世前期の最勝光院領を素材に―」〔『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇八、二〇〇三年〕。
- (17) 『醍醐寺文書』一函、『大日本古文書 醍醐寺文書之一』一七。
- (18) 文永一〇年八月二日聖宴書状案（東寺百合文書目録一七七）、文永一一年一月一日法印教阿書状（東寺百合文書目録三三六）、文永一一年正月二九日龜山上皇院宣（東寺文書教三）。
- (19) 康永四年四月一七日東寺申状案（東寺百合文書函一〇三）。
- (20) 応永五年一月一日東寺申状案（教王護国寺文書七五九）。
- (21) 応永七年三月二日斎藤玄輔書状（東寺百合文書毛函三六）。
- (22) 文和二年四月七日某袖判下文（醍醐寺文書二三函一九、『大日本古文書 醍醐寺

表 野口庄の内部構成

方	職	鎌倉	南北朝・室町	戦国
本免方(船井方)	領家	四条隆政 四条隆蔭		
	預所	沙弥 肥前入道	醍醐寺宮王丸 醍醐寺三宝院	
	下司	沙弥		
	案主	中原 円慶 平政宗		
	長谷	高山寺		
上村方	領家		四条隆蔭 橘知任 四条顕保 春屋妙菴	
	預所	醍醐寺幸福丸		
	代官			香西・ ゑん首座・ 阿野季綱
	土野谷・ 草野・		田向家 相国寺梅監主 田向家	
	神前村		勸修寺家	
	中野	高山寺		
小河方	領家		庭田重有 四条隆夏 四条隆繼 庭田長賢	
	下司		大慈光院	
	三名		四条隆夏	
	武里名・ 行元・		鹿王院	
佐伯方	領家	醍醐寺松橋		醍醐寺松橋
	下司		長照院 三時知恩寺	
	武元名・ 安友・		大慈光院	
佐伯庄	地頭		足利尊氏 篠村八幡宮 醍醐寺	

文書之十五」(三五六一)。この袖判は四条隆蔭と考えられる。本稿一の4参照。  
 (23) 『御湯殿の上の日記』元龜四年正月一六日条に「御すみ五十かまいる」とあるのが終見である。  
 (24) 梅監司は罪科によって所領を没収され、足利義教の裁可によって、両村は田向家に返還されることになり、永享八年三月五日後花園天皇消息(猪熊信男氏所蔵文書)で勅許されている。  
 (25) 観応二年正月一四日勸修寺経顯処分状案(京都大学文学部博物館所蔵御遺言条々)  
 (26) 「三時知恩寺文書」大永二年八月一一日後柏原天皇女房奉書に三時知恩寺領として「上むらのうち千かはた」が見える。  
 (27) 史料編纂所影写本猪熊信男氏所蔵文書一。  
 (28) 正和元年一二月三日某栗林寄進状写(「延福寺文書」)は野口庄内牧村の栗林を延福寺に寄進したもので、袖判が模写されている。時期的には四条隆蔭の可能性もあるが、aの袖判とは形状が異なる。  
 (29) 某袖判下文(醍醐寺文書二三函二〇、『大日本古文書 醍醐寺文書之十五』三五六一)。

(30) 注22に同じ。  
 (31) 注29に同じ。  
 (32) 「醍醐寺文書」二三函(『大日本古文書 醍醐寺文書之十五』三五六三)。  
 (33) 「醍醐寺文書」一函(『大日本古文書 醍醐寺文書之一』一一三三)。三宝院門跡管領諸職目録には篠村八幡宮領として「佐伯地頭方」も見える。  
 (34) 後補された「神尾山ノ図」の北は「ヲトハ川」、南は「宮川」となっているが、音羽川、宮川とも現在も存在する。なお、ここで描かれた山は、神尾山(金輪寺)そのものであり、「中野古図」の描く「神尾一切経蔵領山」とは異なるだろう。  
 (35) 『新修亀岡市史 本文編一』(一九九五年)付図「亀岡市大字小字図2」参照。  
 (36) 『高山寺資料叢書』一・明恵上人資料一(東京大学出版会、一九七一年)。  
 (37) 小河方・佐伯方は高橋一樹が『中世荘園制と鎌倉幕府』(塙書房、二〇〇四年)第一部「中世荘園の立荘とその特質」で指摘する「加納」にあたるだろう。  
 (38) 本文で触れた以外にも、どの方に属するかは不明だが「野口庄内重富」が勸修寺家の別納地だったと考えられる(延文五年七月二九日勸修寺経顯処分状案(京都大学文学部博物館所蔵御遺言条々))。